

議案第 130 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とする。

別表投票立会人の部期日前投票所の項の次に次のように加える。

指定施設の不在者投票施設の 外部立会人	日額 10,700 円以内で事務従事した時間に相応した額
------------------------	------------------------------

別表選挙立会人の項の次に次のように加える。

障害者介護給付費等の支給に関する審査会会長	日額（審査会）	23,600 円
障害者介護給付費等の支給に関する審査会会長職務 代理者	日額（審査会以外）	6,000 円
障害者介護給付費等の支給に関する審査会合議体長		
障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	日額（審査会）	20,400 円
	日額（審査会以外）	6,000 円
介護認定審査会会長	日額（審査会）	23,600 円
介護認定審査会会長職務代理者	日額（審査会以外）	6,000 円
介護認定審査会合議体長		

介護認定審査会合議体長代理	
介護認定審査会委員	日額(審査会) 20,400円
	日額(審査会以外) 6,000円

別表その他市の執行機関の附属機関の委員及びその他の委員等の項中「98,600円」を「80,000円」に、「6,900円」を「6,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。